## 妊婦歯科健康診査費の助成について

実施医療機関以外で受けた妊婦歯科健康診査について、受診後に那珂川市役所こども応援課での手続きにより、健康診査料の払い戻しが可能です。(一定の基準あり)

下記の要領に従い、健診及び申請を行ってください。

- ≪医療機関受診時の注意≫
- ○受診券の記入
  - ・太枠内は、ご本人で記入してください。
  - 健診結果は必ず医療機関で記入してもらってください。
- ○健診料金
  - ・健診料金は、いったん自己負担してください。
- ○領収書の受領
  - ・必ず医療機関発行の領収書をもらってきてください。(診療明細書がもらえる場合は、申請時に領収書と一緒にご提出願います)

≪那珂川市役所こども応援課での手続き(妊婦歯科健康診査受診後)≫

- ○関係書類をこども応援課へ提出してください。
  - 記入済みの妊婦歯科健康診査補助券
  - 母子健康手帳
  - 医療機関発行の領収書 (医療機関名、健康診査費用が明記されているもの)
  - 振込み口座の分かるもの
  - 印鑑
- 〇こども応援課の窓口で申請書兼請求書を記入してください。
  - ※請求書の請求金額の欄については、上限が決まっていますので窓口でご確認ください。

○請求書等の審査後、交付決定通知書を送付し助成金をご指定の口座へ振り込みます。

※助成金請求の申請は、<mark>妊婦歯科健康診査受診日から1年以内</mark>となっていますので、ご注意 ください。



記入がない場合は、再度、 実施医療機関で記入して もらう必要があります。 受診時、忘れずに記入し てもらいましょう。

≪お問い合わせ≫
那珂川市役所こども応援課
(母子保健担当)

電話:953-2211